

## 第5部 帰宅困難者対策

### 第1章 主要駅等における混乱防止対策

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、ターミナル駅や大規模集客施設、繁華街等では多数の帰宅困難者が発生します。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、主要駅等における混乱防止対策を推進します。

金沢区の予測帰宅困難者数（平日昼12時）	通勤	通学	私用（買い物他）	合計
	18,991人	5,978人	12,109人	37,078人

※帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいいます。

### 第2章 帰宅困難者事前対策

#### 第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進

主要駅等において、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、区役所等と、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

#### 第2節 一時滞在施設の指定

地震により大勢の帰宅困難者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

指定にあたっては、帰宅困難者の受け入れを円滑に行うとともに、地域住民が使用する避難場所と混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

#### 第3節 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きのほか、これに必要な備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などを啓発し、時差帰宅について協力を促します。

#### 第4節 備蓄品の確保

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、一人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

## 第3章 帰宅困難者対策

### 第1節 区本部の対応

区本部長は、駅等に避難者・駅対応班を派遣し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

### 第2節 関係機関の対応

#### 1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

#### 2 バス事業者の対応

バス事業者は、利用者の安全確保を図るとともに、帰宅困難者等に対して運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報等を広報する。また、行政機関等と連携して、代替輸送手段の確保等を実施する。

#### 3 駅周辺事業者の対応

駅周辺事業者は、利用者の安全を確保するため、安全に待機できる場所へ誘導し、場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な行動を呼びかけ、災害情報等を広報する。必要に応じ、鉄道事業者や警察、行政等と連携して、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導等を実施する。また、受入場所の確保が可能な事業者においては、帰宅困難者を受け入れ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

#### 4 警察の対応

主要駅周辺等の安全を確保するため、災害の状況に応じ、鉄道機関や駅周辺事業者、行政等と連携して、滞留者を一時避難場所や一時滞在施設へ誘導する。駅周辺や一時避難場所、一時滞在施設等に立ち寄り、必要な情報を、適宜、行政、事業所等と共有する。

#### 5 企業等の事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めるとともに、関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

### 第3節 帰宅困難者の支援

#### 1 一時滞在施設の開設

帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道の長時間運休の場合など必要に応じて、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供します。また、電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在NAVI）等を利用して、市本部や区本部と施設の開設状況や運営状況等を共有します。

都心部等で帰宅困難者のための一時滞在施設に指定されているパシフィコ横浜・展示ホール及び横浜アリーナを開設するとともに、各区本部避難者・駅対応班と連携し、水、食料、災害関連情報等の提供を行います。

区本部は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、事前に指定した施設等に対して帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。開設時には、区本部から関係機関に連絡し帰宅困難者に情報提供等を行います。

一時滞在施設の開設は、災害発生日の翌朝までを原則とし、必要に応じて、一部の一時滞在施設の開設を延長します。施設数の目安は、2日目（発災翌日）は区にパシフィコ横浜及び横浜アリーナを含む1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

【帰宅困難者一時滞在施設】令和4年1月1日現在

施設名	施設住所	最寄駅
横浜市金沢産業振興センター	福浦 1-5-2	産業振興センター駅
富岡並木地区センター	富岡東 4-13-2	京急富岡駅
金沢公会堂	泥亀 2-9-1	金沢文庫駅
能見台地区センター	能見台東 2-1	能見台駅
六浦地区センター	六浦 5-20-2	六浦駅
日本発条株式会社 横浜事業所 本館棟	福浦 3-10	市大医学部駅
金沢地区センター	泥亀 2-14-5	金沢八景駅

#### 2 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点として協定を締結している、コンビニエンスストア・ファミリーレストランやガソリンスタンド等（災害時徒歩帰宅者支援ステーション）の施設管理者は、鉄道の運休等により、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、災害関連情報の提供等を行います。また、区本部長は必要に応じて幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として指定することができます。

さらに、市本部長又は区本部長は、都市部からの徒歩帰宅者の通行が想定される幹線道路沿いに、一時的な休憩場所や災害関連情報を提供するための「支援拠点」を設置し、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援します。



災害時帰宅支援ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

### 3 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI）

災害発生時に、どの一時滞在施設で受入れ可能なのかなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。